

受診する時忘れずに

保険証 と 受給者証



病院や診療所で医療を受けるときは、保険の加入や受給資格の確認をする必要があります。受給者証と保険証を両方用意しましょう。

乳幼児、重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭などの福祉医療費受給資格者証や老人保健法による医療受給者証および、今年十月以降に七十歳になった高齢受給者証（以下受給者証）を交付されている人が、保険医療機関などで受診するときは、受給者証（老人医療受給の人は、健康手帳も必要）のほか、加入している保険証も必ず窓口に表示してください。

これは保険証でどの医療保険の加入者であるかや、受給者証で、福祉医療や老人医療の受給資格を明らかにするためです。保険医療機関であっても、保

険証を持たずに受診した場合は、医療費の全額が自己負担となります。必ず保険証も持参してください。

医療費を大切に
福祉医療受給者が保険診療を受けた場合、医療機関へ支払われる医療費は、保険給付分は加入する医療保険（保険者）で、受診者負担分は福祉医療の制度で県と市で負担。老人医療受給者の場合は、定率の受診者負担分を除いた医療費は、国・県・

市の負担金と保険者の拠出金で、老人保健の制度で賄われています。

この貴重な医療費を有効に利用するために、次のことを心掛け、健康な毎日を送りましょう。

かかりつけ医師を持ち、病院巡りはやめる 定期検診を受ける 栄養・運動・休養の健康三原則を守る。

保険証が変わったときなどは届け出を
福祉医療や老人医療の受給者

は、市役所2階国保年金課4 A窓口、国保医療の高齢受給者は同課4 B窓口または城南支所へ早めに届け出てください。届け出のときに必要な物は、左表のとおりです。

問い合わせは福祉医療・老人医療は国保年金課 890 6253、国保医療は同課 890 6249 へ。

届け出に必要な物			
	福祉医療受給者	老人医療受給者	前期高齢者(国保の人)
加入している医療保険が変わったとき	受給者証・保険証		
受給者証が紛失・破損したため再発行するとき	治療時には病院などにも届け出が必要です。		
転出、転居したとき	保険証		
	受給者証		
転入したとき	1 乳幼児 保険証 母子手帳 2 重度心身障害者（高齢重度障害者含む） 身障手帳（1級・2級）療育手帳（A）または年金証書（国民年金1級） 保険証 3 母子・父子家庭など 母または父に所得税が課せられていないことを証明する書類 保険証 本市に本籍がない人は戸籍謄本 県内からの転入の場合で前住所地でも福祉医療を受けていた人は、上記の1から3のほか、前住所地の市町村からの「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要です。	保険証 負担区分等証明書 65歳以上70歳未満で寝たきりなどの状態にあると認定された人は、身障手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書（国民年金1・2級）など障害の程度を証明する書類が必要です。 なお、既に前住所地で認定を受けていた人は「老人保健法による認定証明書」も必要です。	保険証 負担区分等証明書 国保に加入した人で厚生年金など（国民年金を除く）の加入期間が20年以上または、40歳以後の期間が10年以上で、年金受給権が発生している人に退職被保険者証を交付するためには、被用者年金の老齢（退職）年金証書・裁定通知書が必要です。
交通事故で治療を受けたとき この届け出は城南支所ではできません。市役所2階国保年金課で手続きしてください。	保険証、受給者証、交通事故証明書、印鑑 福祉医療受給者で、国民健康保険以外の医療保険に加入している場合は、各医療保険（保険者）にも手続きが必要です。		